

6 東彼杵町規則第 4 号

東彼杵町介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 2 月 2 2 日

東彼杵町長 岡田 伊一郎

[削除]

(指定の拒否)

第4条 前条に規定する指定事業者の指定については、当該事業者の指定を行うことにより、東彼杵町介護保険事業計画に定める地域支援事業に係る計画量を超過する場合又はその他の町における地域支援事業の円滑かつ適切な実施に際し支障が生じると認められる場合においては、これを行わないことができる。

(指定の更新)

第5条 町長は、法第115条の45の6第4項において準用する法第115条の45の5第1項の規定による指定事業者の指定の更新の申請を受けたときは、その内容を審査し、指定の更新の可否を決定し、その結果を当該申請をした者に通知するものとする。

2 前項の規定により指定する旨の通知を受けた者は、その旨を当該指定に係る事業所の見やすい場所に掲示しなければならない。

(変更の届出等)

第6条 省令第140条の62の3第2項第4号に規定する変更の届出は、その変更があった日から10日以内に行わなければならない

[削除]

2 省令第140条の62の3第2項第5号に規定する事業の再開の届

(指定の期間)

第5条 省令第140条の63の7の規定により町が定める期間は、6年とする。

(指定の拒否)

第6条 町長は、指定事業者の指定を行うことにより、東彼杵町介護保険事業計画に定める地域支援事業に係る計画量を超過する場合又はその他の地域支援事業の円滑かつ適切な実施に際し支障が生じると認められる場合においては、指定事業者の指定をしないことができる。

[新設]

(変更の届出等)

第7条 指定事業者は、省令第140条の63の5第1項で定める事項に変更があったときは、当該変更の日から10日以内に、東彼杵町介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者変更届出書(様式第4号)により町長に届け出なければならない。

2 指定事業者は、当該指定に係る事業を廃止し、又は休止しようとするときは、当該廃止又は休止の日の1箇月前までに、東彼杵町介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者廃止・休止届出書(様式第5号)により町長に届け出なければならない。

3 指定事業者は、休止した当該指定に係る事業を再開したときは、当

出は、その再開した日から10日以内に行わなければならない

_____。

[削除]

(指定の取消し等)

第7条 町長は、法第115条の45の9の規定により、指定事業者の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定事業者の指定の全部若しくは一部の効力を停止したときは、その旨を当該指定事業者

_____に通知するものとする。

(事業者情報の提供)

第8条 町長は、第3条から前条までの規定による指定、届出の受理及び指定の取消し等並びに省令第140条の62の3第2項第6号の規定による事業の廃止又は休止の届出の受理（以下この条において「指定等」という。）をしたときは、長崎県、長崎県国民健康保険団体連合会その他の機関に対して、当該指定等に係る事業者に関する情報のうち、次に掲げる事項を提供することができる。

(1)～(7) (略)

(雑則)

第9条 (略)

様式第1号から様式第8号まで 削除

該再開の日から10日以内に、東彼杵町介護予防・日常生活支援総合指定事業者再開届出書（様式第6号）により町長に届け出なければならない。

(指定の辞退)

第8条 指定事業者は、指定を受けた事業について辞退しようとするときは、指定辞退届出書（様式第7号）を、辞退しようとする日の1か月前までに町長に提出しなければならない。

(指定の取消し等)

第9条 町長は、法第115条の45の9の規定により、指定事業者の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定事業者の指定の全部若しくは一部の効力を停止したときは、東彼杵町介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者指定取消し等通知書（様式第8号）により、当該指定の取消し又は停止に係る者に通知するものとする。

(事業者情報の提供)

第10条 町長は、第3条から前条までの規定により指定等をしたときは

_____、長崎県、長崎県国民健康保険団体連合会その他の機関に対して、当該指定等に係る事業者に関する情報のうち、次に掲げる事項を提供することができる。

(1)～(7) (略)

(雑則)

第11条 (略)

様式第1号（第3条関係）

(略)

様式第2号（第4条関係）

	(略)
	<u>様式第3号 (第4条関係)</u>
	(略)
	<u>様式第4号 (第7条関係)</u>
	(略)
	<u>様式第5号 (第7条関係)</u>
	(略)
	<u>様式第6号 (第7条関係)</u>
	(略)
	<u>様式第7号 (第8条関係)</u>
	(略)
	<u>様式第8号 (第9条関係)</u>
	(略)

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。